



オーストラリアの ICT 振興政策「国家デジタル経済戦略」

一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

情報通信研究部 研究員 坂本 博史

概要

オーストラリア政府は「国家デジタル経済戦略」と称する ICT 振興政策を策定、世界を主導するデジタル経済国家となることを目標としている。また、ICT 利活用、企業支援、地域活性化等の多岐に渡るアクションプランも追加で策定され、その道筋も明らかにされた。政府は同戦略と「全国ブロードバンド網」計画の相乗効果により目標達成を目指している。

1. 2020年までに世界のデジタル経済大国を目指す

政府は 2011 年 5 月、2020 年までにオーストラリアを、世界を主導するデジタル経済国家とすることを目標とした政策「国家デジタル経済戦略（National Digital Economy Strategy: NDES）」を発表した。NDES では ICT の利活用により、生産性拡大及び国際競争力の維持、社会福祉の増大、地域格差の縮小等を実現するべく、以下の目標が示されている。

- (1) 世帯ブロードバンド普及率で OECD 加盟国の 5 位以内に入ること。
- (2) 電子商取引等、オンラインで事業を展開する企業・団体の比率が OECD 加盟国の 5 位以内に入ること。
- (3) 世帯、企業及び団体の大多数がエネルギー消費について、スマート技術を活用すること。
- (4) 高齢者、母子、慢性病患者等に最優先で、個人単位の電子保健データを提供可能とすること。加えて、2015 年 7 月までに全国で約 49 万 5,000 件の遠隔ヘルスサービスを実施し、2020 年までにすべての保健従事者の 25% が同サービスに関与することが可能になること。
- (5) 教育機関がオンライン教育の導入を推進すること。また、関係者が協働してサービス内容を改善し、オンライン教育の利用機会自体を拡大すること。
- (6) テレワークによって従業員を雇用している事業者が、最低でも現行から倍増し、全体の 12% に達すること。
- (7) 全人口の 4/5 が電子政府サービスを利用するようになること。
- (8) 都市部と地方部のインターネット利用に関するギャップを明らかに縮小させること。

2. 14分野、24種に及ぶアクションプランによりICT利活用を振興

上記に加えて、政府は 2013 年 6 月に NDES の改訂版を発表、新たに 24 の項目を含むアクションプランを策定（表参照）し、目標達成に向けた具体的な施策を明らかにしている。同ブ

ランは、電子政府（アクション13）、保健及び高齢者ケア（同16～19）あるいは教育（同20）といった、いわゆる利活用サービスと併せて、認証方法やセキュリティ（同5～6）、デジタル産業の資金調達（同7～8）についての施策も含む、包括的な体系となっている。

同時に、同プランでは現時点で実施継続中の、ICT利活用を通じた中小企業支援策である「デジタル企業プログラム（Digital Enterprise Program）」（同15）、あるいは同様の地方活性化策である「デジタル地方自治体プログラム（Digital Local Government Program）」（同23）を積極的に拡大する方針が示されており、先行するプログラムを他の利活用サービスのベンチマークとして位置づけていることが窺える。

また、同プランはICTの新分野にも開かれたものであり、例えば、ビッグデータのように（同12）、各新分野での国家戦略が同プランの枠組みにおいて策定される計画である。NDES改訂版と同日に発表された「公共サービスのモバイル化に関するロードマップ（Australian Public Service Mobile Roadmap）」も、アクション13に応じて実施される電子政府プロジェクト「デジタル・ファースト（Digital First）」をモバイルブロードバンドに適用するための施策である。

また、5月に発表済みである「クラウドコンピューティング国家戦略（National Strategy for Cloud Computing）」は直接的にはアクション10に呼応する戦略であるが、具体的には、連邦政府機関のクラウド導入に財務支援を実施する、あるいは、中小企業、非営利団体、地方自治体に対してクラウドコンピューティングの導入を奨励する内容であり、実質的に「デジタル・ファースト」、「デジタル企業プログラム」、「デジタル地方自治体プログラム」の3つのプログラムをクラウド環境に拡張するための施策として複合的に位置づけられるものである。

3. NBN計画との相乗効果でデジタル経済大国へ

NDESにおけるアクションプランの実践、目標の達成について、必要条件となるインフラが2009年4月から政府が主導し、構築している「全国ブロードバンド網（National Broadband Network: NBN）」である。NBNはNDESと同様に2020年までに完成する予定であり、2013年3月現在、FTTH、固定無線アクセス及び衛星を含め約4万8,600の加入者を有し、クラウドや各種遠隔サービス等の円滑な提供を保證できるFTTH網のカバレッジは約9万6,060世帯と10万に迫る水準に広がっている。

しかし一方で、オーストラリアでもスマートフォンやタブレットの普及により、モバイルブロードバンド加入者が顕著に増加している。LTE網のカバレッジも急速に拡大しており、テルストラ、オプタス、VHA（ボーダフォン・ハチソン・オーストラリア）の3大事業者が主要都市でのサービスを開始、市場競争が顕在化している。他方、NBNのカバレッジは現行では郊外地域から次第にカバレッジを拡げている状況であり、NBNは計画当初予定していた市場規模を、都市部を中心に一定水準、モバイルブロードバンドに奪われてしまうのではという懸念が生じている。

したがって、国費を大規模に投入し、全国にユニバーサルサービスとしてのブロードバンド網を構築するというNBN計画が政策的妥当性を確保するために、社会インフラとしてのNBNの有用性を強調する必要性が次第に大きくなっている。この状況を踏まえて、NDESのアクショ

ンプランには雇用、教育、医療への NBN 利活用、中小企業支援、地域活性化といった公共性の高い施策が多く含まれていると思われる。

このように、オーストラリアの ICT 振興政策である NDES は、並行して進展しているインフラ構築計画である NBN 計画と表裏一体に設計されており、インフラの充実と利活用の拡大の相乗効果によって、世界を主導するデジタル経済国家という目標の達成を目指そうとしている。

表 国家デジタル経済戦略におけるアクションプラン

分野	番号	内容
デジタルスキル	アクション 1	ICT 技能習得に向けた学校カリキュラム(計 8 年間)の設定。
	アクション 2	国立研究機関 National ICT Australia (NICTA)と産業界が協働して、ICT 技能によるキャリア形成を促進する学生向けプログラムを策定。
信頼性の高い オンライン ID	アクション 3	政府による「文書認証サービス(Document Verification Service)」利用の奨励。
	アクション 4	政府が民間サードパーティのデジタル認証手段を利用することを検討。
安全及び セキュリティ	アクション 5	2013 年後半までにデジタル市民権ベストプラクティス原則(Digital Citizenship Best Practice Principles)を発表し、国民にその実践を奨励。
	アクション 6	2013 年中盤までに「サイバー犯罪撃退に関する国家計画(National Plan to Combat Cybercrime)」を策定。
デジタル産業の 支援環境	アクション 7	従業員持株制度に関する規制の再検討。
	アクション 8	クラウドファンディング ¹ による起業に関して、ベストプラクティスを検討。
	アクション 9	1999 年電子取引法の対象除外項目を最大限削減。
クラウドサービスの 促進	アクション 10	公的部門、中小企業及び非営利団体について、クラウドコンピューティングの導入を促進。
オープンデータ及び ビッグデータの奨励	アクション 11	「地理座標付き全国住所録(G-NAF)」の無料提供の検討。
	アクション 12	2013 年中に国家ビッグデータ戦略(Big data strategy)を策定。
電子政府の実現	アクション 13	2017 年 12 月までに、すべての政府機関によるオンラインサービスが単一の認証手段で利用可能となるプログラム「デジタル・ファースト」を実施。
世帯レベルでの オンライン参加	アクション 14	高齢者に最新技術でのオンライン接続を無料で提供し、サイバーセキュリティ等の特定の関心事について、教育の機会を提供。
企業及び非営利団体 によるオンライン活動	アクション 15	「デジタル企業プログラム」の更なる提供拡大。産業別に対応可能なキットの開発。

¹ 不特定多数の人がインターネット等を経由して、他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

の促進		
保健及び高齢者ケア	アクション 16	遠隔ヘルスサービスに対して「メディケア給付率規定 ² (Medicare Benefits Schedule: MBS)」を適用させることの検討。
	アクション 17	遠隔ヘルスサービストライアルの実施結果を評価し、同サービスについての行動計画を策定。
	アクション 18	2013 年後半より「診療時間外医療ヘルプライン (after-hours GP Helpline)」及び「妊娠、出産及び新生児についての 24 時間ヘルプライン (Pregnancy, Birth and Baby Helpline)」のビデオ対応を段階的に実施。
	アクション 19	高齢者ケアに対して ICT 利用が拡大することを支援。
教育	アクション 20	職業教育訓練 (VET) を受ける学生に対するヴァーチャル授業提供の推進。
テレワーク	アクション 21	年に一度「全国テレワーク週間」を実施し、テレワークの有用性を啓蒙。
環境及びインフラ	アクション 22	鉄道無線向けの周波数帯を全国で統一。
地域活性化	アクション 23	「デジタル地方自治体プログラム」を更に 15 の地方政府 (council) を加え、拡大。
	アクション 24	先住民コミュニティに無料の公衆無線 LAN を提供。

出所 : <http://www.nbn.gov.au/nbn-benefits/initiatives-index/> より作成。

² 我が国の「診療報酬点数表」に該当する。